

(案)

10原委第60号
平成10年9月29日

通商産業大臣 殿

原子力委員会委員長

関西電力株式会社美浜発電所の原子炉の設置変更（1号、2号及び
3号原子炉施設の変更）について（答申）

平成10年5月21日付け平成10-02-03資第32号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認める。